

令和元年 第 7 回

駒ヶ根市農業委員会

総会会議録

令和元年 7 月 24 日

駒ヶ根市農業委員会総会

○ 日時

令和元年7月24日(水) 午後4時00分～

○ 会議の場所

上伊那農協駒ヶ根支所アイパル3階 会議室

○ 出席した委員 (18名)

1番 小池 慶一	8番 村上 英登	15番 代田 和美
2番 赤羽 明人	9番 下島 琢郎	16番 氣賀澤 道雄
3番 酒井 一義	10番 堀 敏	17番 小松 由喜一
4番 井口 英昭	11番 西村 功	18番 春日 利一
5番 田村 進	12番 上田 佳子	19番 堺澤 豊
6番 小原 茂幸	13番 宮澤 辰夫	
7番 齊藤 庄一	14番 塩澤 徳江	

○ 会長が許可し出席した農地利用最適化推進委員 (5名)

20番 土屋 澄一	22番 北原 実	24番 宮下 修
21番 米山 茂寿	23番 大沼 昌弘	25番 湯澤 敏幸

○ 欠席した委員(2名)

4番 井口 英昭	23番 大沼 昌弘
----------	-----------

○ 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案の上程及び提案説明・質疑・採決

議案第31号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について

議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第33号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第35号 農用地利用集積計画の策定について(貸借)

議案第36号 農用地利用集積計画の策定について(農地中間管理事業)

報告事項 農地法第4条第1項第8号の規定による転用通知について

○ 事務局職員出席者

事務局長	竹村	正宣
次長	大野	秀悟
主任	出口	大悟
主査	井上	幸代

○ 閉会

午後5時40分

午後4時00分 開会

局長 (竹村 正宣君)

それでは、皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)

定刻となりましたので、ただいまから令和元年第7回農業委員会総会並びに協議会を開会させていただきます。

初めに堺澤会長、あいさつをお願いします。

会長 (堺澤 豊君)

どうも皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)

いよいよ梅雨が明けたのかなあ、梅雨明けっていうような感じで、今後梅雨が明けるとかなり暑くなって、ちょっと体のほうもなれないなというのがあります。

水稻のほうも日照不足で随分おくらしているのかなあと思ったら、4~5日ぐらいのおくらなのかなあと、きょうは井口さんが見えられていないので農協でどういう話が出ているかはちょっとわかりませんが、若干のおくれじゃないかなあというふうに思います。ただ、これから先のことを言うと、ことしの作況指数がどうなるかっていうのはわかりませんが、今のところ余りよくないんじゃないかなあっていうような予想が立っております。そんな関係で、先日、上伊那の県の食糧事務所のほうの農村水稻計画の上伊那地方部会がありまして、生産目標数量に対して、おおむね上伊那は、大体おおむねの目標数値になからできていますが、駒ヶ根もおおむね数値とすればなからできたっていうことではありますが、若干郡内の微調整はしなきゃならないようですけども、ただ、そのときに私も言ったんですけども、長野県の中で、そうはいつでも毎年、生産目標数量をクリアしなきゃいけないということになっているんですよね。これは、やっぱり佐久の関係、市町村ぐらいだと思んですけどオーバーするというようなことで、そうはいつでも県の段階で毎年オーバーして何も指導ができねえっていうような状況が生まれているんで、これを何とかしなきゃいけないと思うっていう話をしたんですが、いずれにしても、また12月に来年の配分があるんですが、そういった中で、やっぱり上伊那の皆さんも真面目にちゃんと目標数量の中で取り組んでやっている中でそういった地区があるっていうのはいかがなのかなあと思っておるところです。

それから、ニュースで御承知のように、豚コレラがいよいよ広がってまして、南のほうから来て南木曾、塩尻に出て、いよいよ県下の中でもだんだん南のほうから広がって、上伊那で養豚農家っていうのは宮田にしかないんですが、いずれにしてもほかの地区にはありますし、それから、対策っていうのはきちんとやらなきゃいけないじゃねえかなあというふうに思います。そんな話もさせていただきました。今、猟友会の皆さんも豚コレラの関係で全部通達を出しておるようです。死んだイノシシを見つけたら必ず届け出る、それから捕獲したものについてもやは

りきちんと対応できるような形で、期限については無期限でそういった対策をやるということであります。県からは、もう何かワクチンをまぜた餌をまいて食べさせてっていうような話があるんですけども、本当に効果があるのかなあと。どうももう少し、この間、おとといも宮田の清水県議と話していると、イノシシの数の絶対数をやっぱり減らさなきゃどうにもならないんじゃないのと。減らすには、やっぱり今、狩猟期でもないわけです。有害の決めた決定の頭数があるわけですけども、そういうのを少し緩和しながら対策をきちんととっていかないと、やっぱり大変なことになるんじゃないかなあとという、そんな思いをしております。

きょうは、後、認定農業者の皆さんと懇談会があるわけです。そのことで開始時間も遅かったわけですが、よろしく協議をいただきたいと思います。

それから、今、長野県では、いわゆる遊休農地の解消月間ということで、8月1日から31日まで解消月間になっておりますので、そんなことで、8月に農地パトロールをやりながら遊休農地の解消も図っていききたいと、そんなふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

簡単ですけども、一言ごあいさつにさせていただきます。

大変御苦労さまです。よろしくお願ひします。

局 長 (竹村 正宣君)

ありがとうございました。

続きまして、会議前の一言と農業委員会憲章朗読を25番 湯澤敏幸委員、お願ひします。

25番 (湯澤 敏幸君)

実は、ちょっと豚コレラのことだと思っておりましたが、大どころのことを会長さんが今ごあいさつの中でお話がありましたので、ちょっとそれは重複してしまいますのでやめさせていただきます。

何を言ったらいいのかなあと、最初で最後のこの会の一言になるわけですけど、ちょっと私の雑感としてお話ししたいと思いますが、私が農業に――農業っていうか、農政っていうか、JAへ就職してから約半世紀が過ぎて、農業と今までずっとかかわってきたわけですが、その中で、自分が昭和45年に当時の農協の営農技術員として就職していた、そのころがちょうど減反政策が始まったころです。それと経済が高度成長へ向かっているさなかっていうことの中で、非常にそのころから農家の形態が兼業化に向かって進んだかなあ、そんなように感じておりますが、その間ずっと成長して、バブルがはじけるまでの間、農畜産物の輸入の自由化等もあったりする中で、農家経済は兼業化で非常に裕福になったかと思いますが、農家の形態というか、それは非常に変わったのかなあっていうふうに当時を振り返ってみて思います。そんな中で、今ここまで来て非常に兼業化が進み裕福にはなる、その後、若者はうちの農業の手伝いもしないっていう状況が進んできており、農地

も大型農家へ集積されるようにはなってきたんですが、なかなか条件の不利なところは大型農家も借りてくれない、中山間地は特にそんな感じになってきております。これがどんどん進むと遊休荒廃地の拡大にもつながるのかなあと非常に懸念をしていますし、人・農地プランの中にあっても、貸し手の希望はたくさん出てきているけれど、それを有効利用してくれる人がいない、このことが自分としても、いろんな地区の営農組合にかかわっていても、畦畔の管理も含めて非常に厄介な問題になってきているなあって思いますし、また皆さんにいい知恵があればアドバイスしていただいて地域のために生かしたいなあと、そんなように日ごろ考えているのが現実です。そんなたわいもないことを申し上げて一言とさせていただきます。

それでは、駒ヶ根市農業委員会憲章前文は私のほうで朗読しますので、1番から御一緒に唱和をお願いいたします。〔駒ヶ根市農業委員会憲章前文朗読〕（一同起立）
〔駒ヶ根市農業委員会憲章唱和〕（一同着席）

会 長 （堺澤 豊君）

それでは、これより令和元年7月1日付、告示第4号をもって招集した令和元年第7回駒ヶ根市農業委員会総会を開会いたします。

委員定数19名、ただいまの出席委員数18名、法第27条第3項の規定により本会議は成立しております。

4番 井口英昭委員、23番 大沼昌弘推進委員より欠席の旨の届け出がありました。

お手元に配付してあります日程に従い会議を進行させていただきます。

日程第1 議事録署名人の指名をいたします。

議事録署名人は、会議規則第15条第2項の規定により議長において10番 堀敏委員、11番 西村功委員を指名いたします。

日程第2 議案の上程及び提案説明、質疑、採決を行います。

議案第31号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 任 （出口 大悟君）

それでは議案書1ページをお開きください。

農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について御説明をし、御提案とさせていただきます。

計3件でございます。

まず1件目でございますが、場所につきましては2ページ左側をごらんください。

計画変更-1で示した場所になります。

北割1区、[REDACTED]の北1筆 356 m²になります。

1ページにお戻りください。

当初計画でございますが、住宅用地。

変更理由でございますが、当初、結婚を期に計画地へ新居を建築する予定であったが、結婚が破談となってしまい住宅を建築することができなくなってしまった、新たな計画では、現在県外に住んでいる申請者が田舎暮らしをしたいと考え土地を探していたところ、計画地が最適な場所であると考え、住宅を建築するための用地として取得したいというものでございます。

同時に5条申請も出ておりますので、後ほど御説明いたします。

続きまして2番となりますが、場所につきましては2ページ右側をごらんください。

計画変更—2で示した場所になります。

福岡区、[REDACTED]の西1筆 264 m²になります。

1ページにお戻りください。

当初計画でございますが、住宅用地。

変更理由でございますが、住宅の建築を計画していたが、当初計画者の妻が自営で営んでいる美容室に店舗併用住宅という形で住宅を建築したため当初の申請地へ住宅を建築することができなくなってしまった、新たな計画では、現在アパートに居住している申請者が将来のことを考え住宅を建築するための用地として取得したいというものでございます。

同時に5条申請も出ておりますので、後ほど御説明いたします。

続きまして3番となりますが、場所につきましては3ページ左側をごらんください。

計画変更—3で示した場所になります。

下平区、[REDACTED]東1筆 171 m²になります。

1ページにお戻りください。

当初計画でございますが、住宅用地。

変更理由でございますが、申請者が自身の娘と住むための住宅の建築を計画していたが、娘が県外へ在住することになってしまい申請地へ住宅を建築することができなくなった、新たな計画では、申請者が計画地北側の中古住宅を販売するに当たり、敷地内に駐車スペースがないため駐車場用地として確保したいというものでございます。

同時に5条申請も出ておりますので、後ほど御説明いたします。

以上3件について御審議をお願いいたします。

会 長

(堺澤 豊君)

地元委員の補足説明をお願いします。

- 7 番 (齊藤 庄一君)
1 番です。今、事務局のほうで申したように、変更理由のとおりで、特に問題はないと思います。
- 1 1 番 (西村 功君)
2 番ですが、図面を見ていただいたとおりで、住宅地ということで予定されているエリアですけれども、先ほどお話があったように別のところへ店舗併用住宅を建てたということで計画を実行する必要がなくなったと、それを受けて、また別の人がここへ住宅を建てるといったことで進んできましたので、特に問題ありません。
- 1 7 番 (小松 由喜一君)
3 番ですが、大沼委員さんと場所を確認しまして、当初はここへ家が建たるということだったんですが、この前の入り口のところに家がありまして、そこの方が、後で説明すればいいんですけど、この■■■■■の大工さんをやっていた方で、亡くなってしまって家があいてしまったということで、ここをリフォームして売り出したいんですが駐車場がないということで、■■■■■さんが前の計画を変更して駐車場用地として一緒に売り出したいということで、特に問題はありません。
- 会 長 (堺澤 豊君)
これより質疑、意見に入ります。
質問、御意見ございませんか。——ございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 会 長 (堺澤 豊君)
なければ、議案第 31 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 会 長 (堺澤 豊君)
御異議なしと認めます。よって、議案第 31 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請については、これを原案どおり可決・決定いたしました。
続いて、
議案第 32 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
- 主 任 (出口 大悟君)
それでは議案書 4 ページをお開きください。
農地法第 3 条の規定による許可申請について御説明をし、御提案とさせていただきます。

計 4 件でございます。

まず 1 件目でございますが、場所につきましては 5 ページの左側をごらんください。

3-1 で表示した場所になります。

中割区、XXXXXXXXXXの西 1 筆 3,696 m²になります。

4 ページにお戻りください。

契約内容でございますが、売買。

理由でございますが、譲受人は農業経営規模を拡大するため当地を取得したい、譲渡人は農業経営規模を縮小するため譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法 3 条 2 項に適合してございます。

続きまして 2 番となりますが、場所につきましては 5 ページ右側をごらんください。

3-2 で表示した場所になります。

中割区、XXXXXXXXXXの西 1 筆 2,184 m²になります。

4 ページにお戻りください。

契約内容でございますが、売買。

理由でございますが、譲受人は農業経営規模を拡大するため当地を取得したい、譲渡人は農業経営規模を縮小するため譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法 3 条 2 項に適合してございます。

続きまして 3 番となりますが、場所につきましては 6 ページ左側をごらんください。

3-3 で表示した場所になります。

町 2 区、XXXXXXXXXXの北 1 筆 18 m²になります。

4 ページにお戻りください。

契約内容でございますが、贈与。

理由でございますが、譲受人は申請地の隣接農地を耕作しており一体的に利用するため当地を取得したい、譲渡人は農業経営規模を縮小するため譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、通常は 5,000 m²以上の経営面積が必要という下限面積の要件を満たしておりませんが、農地法に例外が定められておりまして、その中の位置等から一体として利用すべき土地を取得する場合という例外に該当すると考えられますので、今回の申請につきましては法 3 条 2 項に適合してございます。

続きまして 4 番となりますが、場所につきましては 6 ページ右側をごらんください。

3-4 で表示した場所になります。

下平区、[] の西 1 筆 9.91 m²になります。

4 ページにお戻りください。

契約内容でございますが、贈与。

理由でございますが、譲受人は申請地の隣接農地を耕作しており一体的に耕作するため当地を取得したい、譲渡人は県外に住んでおり耕作をすることが難しいため譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法 3 条 2 項に適合してございます。

以上 4 件について御審議をお願いいたします。

会 長 (堺澤 豊君)

地元委員さんの補足説明をお願いします。

2 1 番 (米山 茂寿君)

番号が 1 と 2 になりますが、場所は [] の下になります。

それで、購入したときには、譲受人は規定の面積が足りなんで名前をお借りしていました。それで、今回、規定の面積があるということで、面積のほうができたために名前のほうを登記したいということになり、登記後というか、変わられた後は、この面積へブルーベリーを植えるということで聞いております。別に問題ないかと思えます。

1 5 番 (代田 和美君)

3 番は、周りもほとんど譲り受け人の [] さんの土地でして、本当にわずかな土地が真ん中に残っているだけでしたので、それを譲渡するっていうことですので、問題ないと思えます。

2 4 番 (宮下 修君)

4 番です。3-4 のところを見ていただきますと、ここに黒く塗られておりますが、実際の場所に行きますとわかりません、この 9.91 m²という面積が。その隣も 2 枚を 1 枚にして今現在ももう [] さんが耕作をしているんですが、このところにちょこっと残っていたのも一緒に、今現在は平らになっていてわかりません。それで、どういう状態だったのかっていうのを 3-4 に書いてあります [] さんのところへ行って、古地図っていうのがありまして、それを見て状態がわかったような状態です。現在耕作されている [] さんに贈与というふうになっております。特段問題はないというふうを考えております。

会 長 (堺澤 豊君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

6 番 (小原 茂幸君)

2 番のところなんですが、位置図だと続きっていうことなんですけど、私よくこ

こら辺を通るんですけど、2番に関しては、今ミズバショウをかなり植えてあって、出口は公園でカモを飼っておられるっていうかで、これ将来的に、農業規模を拡大っていうことなんですけど、こら辺はどういうふうに……。現状の地目は田になっていますけれども、もう田んぼではないし、そこら辺はどう解釈されるか。それで、上の1はブルーベリーをやられている畑なんですよ。一括して今後どういうふうに、観光農園にするのか、あるいはどうされるのか、その辺をお聞きしたい。

21番 (米山 茂寿君)

2番のほうは、今言われたように池になっておりますが、池の周りというかにブルーベリーを植えたかって聞いているんですけど……

6番 (小原 茂幸君)

今、ハナモモとか結構植わっていて、もう公園化されているからですけど、ミズバショウもかなり水の中にどんどん生えているし、カモが泳いでいる。

21番 (米山 茂寿君)

カモまでは、ちょっとわかりません。

6番 (小原 茂幸君)

カモをあそこに飼っているんですよ。

主任 (出口 大悟君)

こちらのほうでは申請書で取得後の農地の利用計画を確認しているんですけども、先ほど小原委員さんがおっしゃられた2番の申請につきましては、今回取得する農地について花を栽培するというで伺っています。その花の種類まではちょっと伺っていないんですけども、今回取得する2番の農地については、そこで花を栽培するというで伺っています。

会長 (堺澤 豊君)

米山委員、花について何か聞いていませんか。

21番 (米山 茂寿君)

花については聞いていません。

会長 (堺澤 豊君)

小原委員さん、いいですか。

6番 (小原 茂幸君)

ええ。■■■■さんが、っていうことで、■■■■さんの■■■■さんかなあとは思ったんですけど……。

会長 (堺澤 豊君)

酒井委員さんはいいですか。

3番 (酒井 一義君)

詳しくは別に聞いていません。ただ、観光農園的なことの話が出ていますね。それはそれでまた一つのやり方かなあと思いますけど、ただ、もう高齢なんで、ど

のくらいするかっていうことがわかりませんね。

会 長 (堺澤 豊君)
1、2番の件について、ほかに何か御意見、御質問あれば。

8 番 (村上 英登君)
この1、2番の■■■■さん、■■■■に住んでいるんですか。

21番 (米山 茂寿君)
大成産業さんです。

8 番 (村上 英登君)
そこからここへ農業をしに通うってということなんですよ。

21番 (米山 茂寿君)
3-2の今さっき問題になった池と言ったところの横に住宅があるんだよ。そこへ住んでいるんです、この■■■■さんと書いてあるところに。

8 番 (村上 英登君)
じゃあ、住所だけは■■■■にあって、実際はここへ住んでいるってということなんですね。

主 任 (出口 大悟君)
取得する農地を管理するに当たって、拠点となる場所からどの程度で耕作地まで行けるのかということも確認しているんですけども、今回につきましては、今回の申請地の隣接地に建物、恐らく住宅だと思うんですけど、住宅がありまして、徒歩1分で着くということで、管理が容易に行えるということでした。

会 長 (堺澤 豊君)
村上委員さん、そういうことだそうですね。よろしいですか。

8 番 (村上 英登君)
ええ。いいです。

会 長 (堺澤 豊君)
この1、2番について何かほかに。

13番 (宮澤 辰夫君)
ちょっとお聞きしたいんですけど、これだけの面積をやるってということになると、農業経営計画とか、そういうものを出さんといけないんじゃないんですか。

主 任 (出口 大悟君)
3条の申請に当たりましては、基本的には既に所有している農地を原則全て耕作した上で、さらに規模を拡大したいので取得するっていうような内容かなと思うんですけども、申請書のほうで既に所有している農地も含めてどういう耕作を行うかという計画を立てて申請していただいています。申請書の上では、今所有している農地も新たに取得する農地も何かしら耕作をするという計画でいただいていますので、書類上では全ての農地を耕作するという申請になっていますので、

場合によっては、今後、本当に耕作しているのかどうかですとか、経過を見ていく必要があるのかもしれないですが、今、書類上では全て耕作するという計画になっているので、要件には符合しているのかなと思います。

- 1 3 番 (宮澤 辰夫君)
1 番の 3-1 というのはブルーベリーの畑ではなくて山林になっていませんか。
- 2 1 番 (米山 茂寿君)
山林にはなっていません。
- 1 3 番 (宮澤 辰夫君)
その左側のブルーベリーのある所かね。
- 7 番 (齊藤 庄一君)
宮澤委員さん、このところに土地を持っていらっしゃるんじゃないですか。
- 1 3 番 (宮澤 辰夫君)
おらほのところは、この下になる。
- 7 番 (齊藤 庄一君)
下の田んぼがそうですか。
- 1 3 番 (宮澤 辰夫君)
うん。この道のところがね。それだけど、このところに山があって、このところ、今はもううちが建たっているぜ。山だもんで、特に農地法に関係なく山の中にうちを建てたやつだもんで、誰も何にも言わなんだ。前からこら辺を買ってえっていうことはうわさでちらんちらん聞いてはおったけど……
- 7 番 (齊藤 庄一君)
だけど、宮澤委員さん、近くに土地を持っているので、10 年前とか 5 年前の様子つつうのは、変遷の仕方はわかるわけですよ。
- 1 3 番 (宮澤 辰夫君)
いや、この土地は、これはね、■■■■さんが亡くなってからほとんど知っておる人はおらん。わしは特にかかわっておらんもんで、自分のうちの田んぼを売ってくりよって言って来られたときにゃあ俺は売らんよって言うだけで、それ以上のことはわからん。特に返事はしたことがないけど。ただ、過去に、3 年ばか前にこの人が動きをしたことは耳にはおる。
- 7 番 (齊藤 庄一君)
私もこの前でを何年か前に通ったときには、生けすか何か、何をつくるんだろうと思って見ておったら、生けすのついた庭ができたんだよね。だけど、ここは、もとは田んぼだったような気がするんだけどね。水田だったんだよね。だもんで、その許可をいつ取ったのかなあと思って……。
- 1 3 番 (宮澤 辰夫君)
それは、わしは何にも……。

会 長 (堺澤 豊君)
事務局、わからないんですよ。

主 任 (出口 大悟君)
今回の■■■■、1番の申請については、過去に何か農地法の許可が出ていたりとか、そういうことはないと思います。

7 番 (齊藤 庄一君)
今ちょっとよく理解できなかったんだけど、何も申請はなかったんですか。

主 任 (出口 大悟君)
そうですね。こちらの農地については、過去に何か農地法の関係ですとか転用の申請については出ていないところかなあとと思います。

7 番 (齊藤 庄一君)
だけど田んぼじゃないじゃんね、現状は。2番、3-2だに。

17番 (小松 由喜一君)
これを■■■さんが買うってことなんだけど、現在つくっている人は誰なんですか。

会 長 (堺澤 豊君)
現在耕作をしている人が誰だかわかりますか。

主 任 (出口 大悟君)
台帳上では■■■■さんになっています。所有者です。土地の所有者が耕作している……

17番 (小松 由喜一君)
何か単価がめちゃくちゃ安いんだけど、これは何かいわくつきの土地っていうことがあるんですか。

主 任 (出口 大悟君)
単価ですが、農地の売買に際しては㎡当たり本当に3円ですとか4円のところもございますし、その周囲の状況ですとかによっても異なるので、今回の1番の案件が特別安いってというような、そういうものではないかなあと思うんですけども、金額については、あくまで、こちらで何か目安となるものを設けているわけでもありませんので、双方で納得した金額になっているのかなあとと思います。
ただ、■■■円というのが特別安いってというような、過去の申請を見ていると、そういうものではないのかなあとと思います。

会 長 (堺澤 豊君)
小松委員さん、これ、双方で了解した値段ってということなんで、特別高いとか安いとかいうことには……。世間からいくと、それはそうかもしれんけど……。

17番 (小松 由喜一君)
ちょっといろいろみんなに疑問があるので、はっきりしたことはわからんし、こ

れで、またごみ置き場になっても困るんで、バナナをつくるとか、いろいろ聞いた経過もあるもんでね、ちょっと観察をしていかんとまずいと思うんだよね、オーケーしたとしても。そういうふうにしていかないと、この前だって、いろいろガラスハウスをつくってバナナをつくるとか、いろいろやったけど、結局何もつくらなんで放棄してあったような状態だったので、やっぱり、そういうことを考えると、本当に何ができるのかちゅうことだけはちょっと確認しておかにかい。

会 長 (堺澤 豊君)

今、小松委員さんから意見がありましたけど、同じような意見があれば。

1 3 番 (宮澤 辰夫君)

わし、さっきからさんざん考えておったんだけど、何かよく理解ができなかったんだけど、この3-1のところも、生けすの下にね、ここのところにね、ここの黒く塗ったところにね、へえ既に3m4mくらいの道路がへえあいちまっている。ほいだけえど、ここんところは、もともとは山林との間に通路があって、あれは公共の道路だったかなあと思うんだけど、それがこの黒いところまでずっと行って、その手前に道路があると思うんだけど、この地図がおかしいんだよ。これがおかしいと思う。

6 番 (小原 茂幸君)

私が通ったところ、ここには段差があるので、いわゆる林、ここは林ですよ、この黒い3-1のところの林の部分に道路をつくったのかなと、私はそう解釈して。だから、段差があるので、この林とブルーベリーの畑、田んぼ、休耕田にブルーベリーを植えた所が、と思いますけれども、現地確認じゃないけど……

1 3 番 (宮澤 辰夫君)

あれはね、通路があって……

6 番 (小原 茂幸君)

もともとあったんですかね。

1 3 番 (宮澤 辰夫君)

そう。この西側の山林へ入る道路がここの生けすの東側にずっと通っておったの。それで、黒いところの南側を上へ上がってこの山林へ入る、その道路がね、山林用の道路がここにあったの。

6 番 (小原 茂幸君)

あったような気がします。

1 3 番 (宮澤 辰夫君)

それで、それは前の■■■■さんが亡くなってすぐだったと思うんだけど、■■■■の土地を見る人が来たときに「何をしとるのえ。」つつついろいろ見に行つて話を聞いたんだけど、「■■■■さんも判子押してくんなやれ。」つて言うから「何の判子え。」つつつて言つたら、この1番のところに「ここに道路があるんだに。」つてい

う話で、それで、言っていないかどうかわからんけど、その生けすの東にある山林が
■■■■さんの山になっているんだけど、これ、圃場整備事業のときに、この山が
ね、消えちまったんだよ、地図から。それで、それから後、測量をしに来て、それ
で「山林へ入っていく、ここに通路があるんだよね。」つつう話をしとった。それ
で、それから後どういう処理をしたのか、俺は知らん。

16番 (氣賀澤 道雄君)

今までの経過からいきますと、全く明確な答えが出ない状況だと思います。それ
で、2つ提案したいんですが、一つは、今、小松委員さんが言われたように、ここ
で承認をした場合には、その経過について確認していくってということ、何らかの形
で確認していくってということと、あと、これ事務的な運用についてはわからないん
で、私の思ったことを言うんですが、間違っていれば間違っていると指摘していただ
きたいんですけども、ここでいろんな状況が出てきまして、この■■■■さんつ
ていう方は農業などの経営、土地を取得したときに過去についての話も出たり、ま
た現地についていろいろわからない部分もありますんで、もう一度、農業委員会と
して、そこまで権限があるかどうかわかりませんが、もう一度、現地の確認
と、これからの経営計画とか、こちら辺をきちんとした上で、もう一度、来月の農
業委員会にかけるっていう形をとったほうが今後のためにはいいんじゃないかと
思ひまして、この2つを提案したいと思ひますが。

会長 (堺澤 豊君)

氣賀澤委員さんから今、提案がありました。同じ意見の発言があれば。

6番 (小原 茂幸君)

1のほうは本当に畑っていうか、休耕田でブルーベリーが植わっているだけなん
ですが、2に関しては、その1の図面を見てもわかるように、何だ、庭的になって
いて、庭石も入っていますので、その経過をもう一度見たほうがいいと思ひます。

22番 (北原 実君)

■■■■さんの今の耕作面積 5,732 m²というふうに記されているんですけど
も、この土地の内容について、どこにどういう土地を持って、どういう今農業をさ
れているのかつつうところをちょっとお調べいただくと、この人の農業はどう
いうことかつうのは把握できるんじゃないかと思ひます。ある所定要件の農業
の耕作面積を持っているから土地の売買権利を取得されていると思うんですけど
も、その5,732 m²がね、どういう内容になっているかつうことで、■■■■さんの
農業の姿勢や経営のやり方つつうのも見えてくるんじゃないかと思ひますんで、
あわせてその辺の確認をされる方がいいんじゃないかと思ひます。

会長 (堺澤 豊君)

米山委員さん、何か意見があれば。

- 21番 (米山 茂寿君)
いや、別にありません。
- 会長 (堺澤 豊君)
事務局、何か意見があれば。
- 主任 (出口 大悟君)
先ほど小松委員さんがおっしゃっていたように経過を追っていくっていうのは、地元の委員さんにも御協力いただいて経過を追っていく必要はあるのかなと思います。
- 今回の申請について、今月、委員会でどういう判断をするかというところなんですけれども、農地法の3条では、今後、今耕作していない農地も含めて耕作するという計画で出てきた場合には、基本的には要件には適合するかとは思いますが、それがどこまで委員会の判断で保留といいますか、そういうことができるのかどうかは確認しないとイケないかなあとと思いますので、今の申請書上では、要件は、今、仮に耕作していない所があるとしても、今後耕作するという申請が出てきているので、それをもって受け付けないということはいけないので、あとは委員会のほうで、ちょっとこれは厳しいっていう判断をもってどこまで申請をとめるといいますか、許可を出さない、承認しないというような判断ができるのかは、ちょっと確認しないと今の段階では何ともはつきりできないかなあとと思いますので、ちょっと確認する必要があるかなと思います。
- 16番 (氣賀澤 道雄君)
申請が出た場合の審査基準についてはわかりました。
- ただ、先ほど事務局のほうから言われましたように、ここで承認した場合は経過を見ていくということなんですけれども、例えば、極端な話をすれば、これが全然農業とは違う形での使用をされたという場合に、それを差しとめるとか、そういう、これから原状復帰、その承認は無効としてもとに戻すという、そんなような強制力もあるんですか。
- 次長 (大野 秀悟君)
農地を農地以外に使う場合っていうのは必ず許可が要るっていう話になりますので、許可を得ずに農地以外のものにしたということになれば、県と一緒にやって原状復帰まで求めるかどうかっていうところもありますけれども、違法転用としての対応ということになると思います。
- 16番 (氣賀澤 道雄君)
確認ですが、じゃあ強制的に、いわゆるどこまでできるかはわかりませんが、承認は無効となるという、そういう形ですか。無効ではなくて、この使用は差しとめていく、ないしは許可しない、そういうことになるんですかね。

次 長 (大野 秀悟君)
今回の 3 条の許可を取り消すっていうお話にはならないと思います。あくまでも今回許可が出れば、3 条の許可になって所有権移転はされると思います。なので、
■さんの農地という状態は変わらないと思います。農地以外のものになった場合は、農地に戻してくださいっていうお話になるっていうところで、今回の許可まで戻るっていうことはありません。

会 長 (堺澤 豊君)
氣賀澤委員さん、よろしいですか。

1 6 番 (氣賀澤 道雄君)
わかりました。

会 長 (堺澤 豊君)
そのほかに……。意見が出尽くしたんで、それぞれの御意見を聞いて、私から提案して、それでよければ、それをここでこの件について再検討いただきたいというふうに思います。
今月については保留をします。実態についてよくまだ確認ができない部分があるので、委員さんで確認をして、来月、再度審議にかけるということにしたいと思います。
北原委員さんが言われた個人の問題について、同じように調査をしていただいて来月報告いただくというふうにしたいと思います。

1 3 番 (宮澤 辰夫君)
それでよければ、1、2 番の案件についてそういう処理をしたいと思いますが。
ちょっとすみません。委員さんっていうのは誰がやるんですか。

会 長 (堺澤 豊君)
農業委員の皆さんです。

1 3 番 (宮澤 辰夫君)
農業委員でもって確認するっていうことですか。

会 長 (堺澤 豊君)
そうです。

1 3 番 (宮澤 辰夫君)
全員で確認するんですか。

会 長 (堺澤 豊君)
そうです。全員で確認するか、上在の地区の委員さんでやっていただくか、それはちょっと協議しますけれども。
方向としては、そういう方向で処理をしたいと思いますが、どうでしょうか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)
異議なしということですので、1番2番については保留にさせていただきたいと思
います。
残りの3番4番についてほかに御意見ありますか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)
なければ、原案どおり可決することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)
御異議なしと認めます。よって、議案第32号 農地法第3条の規定による許可
申請について、1、2番を除いた3、4番について原案どおり可決・決定をいたしま
した。
続いて、
議案第33号 農地法第4条の規定による許可申請について
を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

主 任 (出口 大悟君)
そうしましたら議案書7ページをお開きください。
農地法第4条の規定による許可申請について御説明をし、御提案とさせていた
だきます。
1件でございます。
場所につきましては8ページ左側をごらんください。
4-1で表示した場所になります。
下平区、XXXXXXXXXXの東、また西、計4筆1,990㎡になります。
7ページにお戻りください。
申請目的でございますが、太陽光発電施設。
理由でございますが、申請人は、傾斜地でありトラクター等による耕作が困難で
ある申請地を太陽光発電施設として有効活用するため使用したいというものでご
ざいます。
農振法等でございますが、令和元年5月31日、農振除外が認可となっております。
農地区分としましては2種、消極的2種となりまして、不許可の例外として非代
替性で見えております。
以上1件につきまして御審議をお願いいたします。

会 長 (堺澤 豊君)
地元委員さんの補足説明をお願いします。

24番 (宮下 修君)

■さんの申請につきまして、昨年度になりますけれども、私のほうにも御相談があったということでいろいろ聞いておりました、それから、本人からも自治会の方々に話をし、集まっていたいて話をしたということでございます。実際には、位置図の右側のほう、道路に挟まれた住宅が6軒ほどある黒いところ、右側のほうですが、そこが大体55kwってということで、あとは、その左のところは52kwくらいということで、実際この場所を見ますと北斜面です。北斜面で太陽光ができるのかっていうんですけど、実際にはパネルの支柱を立てて角度をほとんどフラットに近いような状態というような形なんですけど、現在耕作を、お父さんがしているところは手でやっていたんでいいんですけど、実際トラクター等が入ると、どうしても転回をするときにこけてしまいそうだということと、ここが赤土地帯で、ある程度草を生やしておかないと雨が降ったようなときに土が流れてしまうということで、ここは全部、防草シート、それから一番北斜面についてはL字のブロックを入れて土どめ対策等をしてやりたいということで、ここに自治会で説明しまして自治会長さんからの意見書も私のほうに頂いておりました、自治会のほうでも了解をいただいております。ここに絵図面というか、実際にパネルを施工する会社の意見書というか、説明会で出した資料もございまして、実際に私も見て一緒に説明を受けたんですけど、実際に工事のほうもしっかりやられるようですので、問題はないかなと思います。

補足ですけど、この右側の横にちょっと絵が切れているんですけど、ここは道路に挟まれて三角形の地帯なんですけど、実際に、もうここにはほかの方のパネルがついております。

それから、その黒いところの前で「赤穂」ってありますが、ここもほぼ太陽光パネルで埋まっているところでございます。

■さんも、これから無理はしない程度でやっていきたいということですので、問題はないかなあと、こんなように思っております。

以上です。

会 長 (堺澤 豊君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

ちょっと1件確認させてください。

地元の自治会と話、説明会があつて、地元は了解をしたということですが、雨水対策について何か協議がされているんですか。

24番 (宮下 修君)

それも■さんのほうから報告がありまして、北側の北斜面なんで、北側の隣の方と自分の境界あたりにL字を入れて、U字溝を設けて、それで水路へ入れると、

そうでなかったら別のL字を上げて高いL字にして、その中で処理をさせたいというようなことは言っておりました。垂れ流しっていう状態にはしないということでもあります。

会 長 (堺澤 豊君)

一般的に問題なのは太陽光の雨水対策で、年間降水量はそんなに変わらないんですが、極端に時間雨量がもう 80mm とか 100mm とかいう雨量が降るときがあるんで、特に雨水対策については、太陽光の場合はかなり議題になるところが多いんで、ちょっと確認をさせてもらいました。

2 4 番 (宮下 修君)

あと一点、黒い細長いほうの所は、一部分、一番北側の部分を、現在もこちらの近くの方が貸してほしいということで耕作しているということもありまして、その部分に畑地がある程度とられるということで、その点、また水の問題も大分緩和されるんじゃないかなあというふうには思っております。

会 長 (堺澤 豊君)

ほかに御意見、質問あれば、どうでしょうか。

1 1 番 (西村 功君)

ちなみに、施工者を教えていただけるならお願いしたいと思います。

2 4 番 (宮下 修君)

施工者は、 の さん、農道のところの のあるところの さんです。施工業者は、そちらをお願いしたということでございます。

1 1 番 (西村 功君)

ありがとうございました。

会 長 (堺澤 豊君)

西村委員さん、よろしいですか。

1 1 番 (西村 功君)

はい。わかりました。

会 長 (堺澤 豊君)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)

なければ、議案第 33 号については、これを原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)

御異議なしと認めます。よって、議案第 33 号 農地法第 4 条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決・決定いたしました。

主任

続いて、

議案第 34 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(出口 大悟君)

そうしましたら議案書の 9 ページをお開きください。

農地法第 5 条の規定による許可申請について御説明をし、御提案とさせていただきます。

計 13 件でございます。

まず 1 件目でございますが、場所につきましては 12 ページの左側をごらんください。

5-1 で表示した場所になります。

北割 1 区、XXXXXXXXXX の北 1 筆 1,777 m²になります。

9 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、コンテナファーム及び事務所。

理由でございますが、譲受人はコンテナを設置しコンテナ内でシイタケの栽培を行うため当地を取得したい、譲渡人は申請地の維持管理が困難になってきたため譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和元年 5 月 31 日、農振除外が認可となっております。

農地区分としましては 2 種、消極的 2 種となりまして、不許可の例外として非代替性で見えております。

続きまして 2 番となりますが、場所につきましては 12 ページの右側をごらんください。

5-2 で表示した場所になります。

北割 1 区、XXXXXXXXXX の北 1 筆 356 m²になります。

9 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、譲受人は田舎暮らしをしたいと考え土地を探しており、申請地が最適であると考え住宅を新築するため当地を取得したい、譲渡人は結婚を期に住宅を新築する予定であったが破談になってしまい建築できなくなったため譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農振地域内の農用地区域外で、農地区分につきましては 1 種、土地改で、不許可の例外として集落接続で見えております。

続きまして 3 番となりますが、場所につきましては 13 ページ左側をごらんください。

5-3 で表示した場所になります。

北割2区、[REDACTED]の北1筆 500 m²になります。

9 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、駐車場。

理由でございますが、譲受人は自身の会社の従業員専用駐車場として 20 台分を使用するため当地を取得したい、譲渡人は農業規模を縮小し、申請地を売却して生活費に充てるため譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、平成 31 年 1 月 28 日、農振除外が認可となっております。

農地区分としましては 3 種、上下水道管理設、近くに [REDACTED] と [REDACTED] ありということでございます。

続きまして 4 番となりますが、場所につきましては 13 ページ右側をごらんください。

今回の場所につきまして若干訂正をお願いしたいと思います。

今回の申請地につきまして、道路に面した部分、黒色に塗り潰した東側につきましては、部分的に今回の計画に含まれておりませんでしたので、そちらのほうは計画地から除かせていただきます。

そうしましたら、5-4 で表示した場所になります。

北割2区、[REDACTED]の東1筆 1,000 m²のうち 500 m²になります。

9 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、店舗併用住宅。

理由でございますが、譲受人は現在アパート住まいであるが住宅と美容院を建築し定住を図るため当地を取得したい、譲渡人は管理に困っていたため譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農振地域内の農用地区域外で、農地区分としましては 3 種、上下水道管理設、近くに [REDACTED] と [REDACTED] ありということでございます。

続きまして 5 番となりますが、場所につきましては 14 ページ左側をごらんください。

5-5 で表示した場所になります。

福岡区、[REDACTED]の西2筆 299 m²になります。

9 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、譲受人は現在アパート住まいであるが将来のことを考え住宅の建築を計画し当地を取得したい、譲渡人は住宅を建築する目的で申請地を取得したが建築できなくなったため譲受人の要請に応じるというものでござい

す。

また、一部水路側に残っていた農地についてもあわせて売却するということ
でございます。

農振法等でございますが、農振地域内の農用地区域外で、農地区分としましては
3種、上下水道管理設、近くに■■■■と■■■■ありということござ
います。

10 ページをお開きください。

続きまして6番となりますが、場所につきましては14ページ右側をごらんく
ださい。

5-6 で表示した場所になります。

福岡区、■■■■の東1筆2,471 m²になります。

10 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、太陽光発電施設。

理由でございますが、譲受人は申請地が日照もよく農地の集団性を阻害する場
所でもないことから太陽光発電事業を計画し当地を取得したい、譲渡人は宅地に
囲まれ自宅からも遠い申請地の管理負担を軽減するため譲受人の要請に応じると
いうものでございます。

農振法等でございますが、令和元年5月31日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては3種、上下水道管理設、近くに■■■■と■■■■あ
りということでございます。

続きまして7番となりますが、場所につきましては15ページ左側をごらんく
ださい。

5-7 で表示した場所になります。

市場割区、■■■■の西1筆2,712 m²になります。

10 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、建て売り住宅。

理由でございますが、譲受人は申請地の環境がよく交通の利便性も満たして
おり住宅用地として適していると考えたため建て売り住宅の販売を計画し、当地
を取得したい、譲渡人は休耕地を活用するため譲受人の要請に応じるとい
うものでございます。

農振法等でございますが、令和元年5月31日、農振除外が認可となっております。

農地区分としましては2種、積極的2種、不許可の例外として非代替性で見
ております。

続きまして8番となりますが、場所につきましては15ページ右側をごらんく
だ

さい。

5-8 で表示した場所になります。

市場割区、XXXXXXXXXXの東1筆 1,684 m²になります。

10 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、太陽光発電施設。

理由でございますが、譲受人は太陽光発電事業を通じ再生可能エネルギーの普及により地域貢献したいと考え当地を取得したい、譲渡人は農業規模を縮小したいと考え譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、平成28年2月3日、農振除外が認可となっております。

農地区分としましては2種、消極的2種となりまして、不許可の例外として非代替性で見えております。

続きまして9番となりますが、場所につきましては16 ページ左側をごらんください。

5-9 で表示した場所になります。

市場割区、XXXXXXXXXXの東1筆 1,752 m²になります。

10 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、建て売り住宅。

理由でございますが、譲受人は住宅地として適していると考えられる申請地において建て売り住宅の販売を計画し、当地を取得したい、譲渡人は農業規模の縮小を図りたいと考えたため譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和元年5月31日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては3種、上下水道管理設、近くにXXXXXXXXXXとXXXXXXXXXXありということでございます。

続きまして10番となりますが、場所につきましては16 ページ右側をごらんください。

5-10 で表示した場所になります。

町2区、XXXXXXXXXXの南西1筆 1,214 m²になります。

10 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、建て売り住宅。

理由でございますが、譲受人は住宅地として適していると考えられる申請地において建て売り住宅の販売を計画し、当地を取得したい、譲渡人は申請地を耕作できる見込みがないため譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和元年5月31日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては3種、上下水道管理設、近くに■■■■と■■■■あり
ということでございます。

続きまして11番となりますが、場所につきましては17ページ左側をごらんく
ださい。

5-11で表示した場所になります。

下平区、■■■■の東1筆171㎡になります。

10ページにお戻りください。

申請目的でございますが、駐車場。

理由でございますが、譲受人は申請地北側の中古住宅を販売するに当たり敷地
内に駐車スペースが不足するため、2台分の駐車スペースと小面積の家庭菜園用地
として当地を取得したい、譲渡人は申請地に住宅を建築する目的で取得したが住
宅の建築が困難になったため譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農振地域内の農用地区域外で、農地区分につきましては
は1種、土地改で、不許可の例外として集落接続で見えております。

11ページをお開きください。

続きまして12番となりますが、場所につきましては17ページ右側をごらんく
ださい。

5-12で表示した場所になります。

下平区、■■■■の東3筆1万5,253㎡になります。

11ページにお戻りください。

申請目的でございますが、砂利採取、一時的な転用となります。

理由でございますが、借り受け人は賃借して砂利を採取するため当地を借り受
けたい、貸し付け人は賃借して協力するため借り受け人の要請に応じるというも
のでございます。

農振法等でございますが、農振地域内の農用地区域内となっておりますが、一時
的に転用する場合は農用地区域内でも転用できるというものになっております。

続きまして13番となりますが、場所につきましては18ページ左側をごらんく
ださい。

5-13で表示した場所になります。

東伊那区、■■■■の南2筆159㎡になります。

11ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、借り受け人は、現在アパート住まいであるが手狭になって
きたことと、将来、親の面倒を見ていくため実家のそばに住宅を新築したいと考
え当地を使用したい、貸し付け人は長年耕作しておらず子どもの住宅を建てるため
借り受け人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございしますが、農振地域内の農用地区域外で、農地区分としましては2種、積極的2種となりまして、不許可の例外として非代替性で見えております。

以上13件につきまして御審議をお願いいたします。

会 長 (堺澤 豊君)

地元委員の補足説明をお願いします。

7 番 (齊藤 庄一君)

1番です。12ページを見ていただきたいんですけど、これは黒塗りの横の[]って書いてあるところは、これは写真家の[]さんのうちで、その隣の土地になります。備考のとおり理由なんですけど、[]っていう会社の人なんですけど、コンテナ栽培でシイタケ、どういうしいたけをつくるのか、そういうあれは書類の中には書いてない、ただシイタケつつうだけのことで、これは恐らく人口シイタケだと思うんですけど、これだけの面積で果たして採算が合うかどうかはわかりませんが、一応、あと排水のほうの関係は意見書の中につけ加えておきました。ほかに特に問題ないと思っております。

続けて2番です。これは先ほどの第5条、31号、1ページのところの関係なんです、これも特に問題はないと思います。

3番ですけど、3番は、13ページ5-3を見ていただきたいんですけど、これは5-3って書いてあるところに[]っていう会社がありまして、その会社の駐車場が狭くて、向かい側の農地を駐車場として買い上げたいということで話が進んでおりまして、それで、すぐ右側のところに、この奥のほうはソバ、休耕田になっておって農地になっているんです。ところが、もともと黒塗りの左のほうから今まで馬入れがあったわけなんですけど、この土地をすると馬入れの入る場所がなくなっちゃうってことで、道路から右側の白い線が馬入れの形で、[]さんのほうの形で、これはこのまんまの状態になっております。一応、特にこれは問題ないと思います。

以上です。

6 番 (小原 茂幸君)

4番は、13ページの地図を見ていただきますと、広域農道の[]があるところです。[]等があり、そして、この場所は4番のところ台帳は田、現況は宅地となっておりますが、地図を見ていただきますと、農地があって、その下に[]ってことなんですけど、農業倉庫で直売、骨とう品をやっていたんですけど、それはもう上物はなくて更地になっております。ちょうど信号のところにはまだ農業用倉庫が残っているという場所で、ここは[]の拡張に基づいて右折のレーンがつくられる計画があって、先ほど事務局から話があったように道路に並行して、拡張部分は黒く塗っていますが、そこは残されて申請が出てきたと思います。

いずれにしろ、場所はもう広域農道の沿線であり、ドラッグストア、あるいは喫茶店等もある場所ですので、農地からここにある部分は問題がないかなと思います。

1 1 番 (西村 功君)

5 番の 5-5 ですが、これについては先ほどの計画変更の内容であります。

それと、あわせて敷地内に 1 筆、■■■■さん名義の土地がありますので、これもあわせて今回整理をしたいという内容で、特に問題ないと思います。

6 番、15 ページの右側ですが、場所的には周辺が住宅地ですので、一般的にはここなら太陽光じゃなくて住宅にというような御意見が聞こえてきたわけですが、計画者としては、住宅としては採算が合わないといいますか、できないという結論が前段にありまして、その後いろいろ検討した結果、■■■■さんによる太陽光発電というところに終着点という話になってきました。

地元については、手続をとって周辺の同意、自治会の同意も得ておりますので、その点は問題ないと思います。

以上です。

1 6 番 (氣賀澤 道雄君)

7 番の土地は、ここにありますが■■■■が購入しまして、8 軒の建て売り住宅にするということです。

それで、近隣の 2 軒には内容を説明して承諾を得ているということです。

それと、雨水につきましては、敷地内に排水路を設けまして、南にあります用水、そちらへ流し込むということです。それを含めまして問題ないと考えております。

8 番です。これは、15 ページの右側の地図になりますが、黒塗りの道を挟んで向かって左側は■■■■になります。

それで、ここに太陽光を設置するというので、■■■■さんっていう方が土地を取得したいと、転用後、取得したいということです。

先ほど会長のほうから違う別件でありました排水のことですけれども、当初は地下浸透で考えておりましたけれども、隣接地の方からちょっと水が出たときに困るということで、黒塗りの一番端に排水路を設けまして、向かって右側の用水に流し込むという形で計画するということです。

■■■■さんっていう方ですけれども、5-8 っていう書いてありますけれども、そのところを、また以前、先月か先々月、申請しまして、ここも太陽光発電を計画しておりまして、お聞きしましたところ、来年の 3 月までには工事を進めて発電ができるようにしていきたいという計画を進めているということです。

自治会の説明会も終わっておりますし、了承をとっておりますし、また自治会長名の建設に当たっての承諾書も出ているということで、問題ないと確認、理解しております。

9番は16ページの左側になります。

これは■■■■の北側の道路を東に向かったところでありまして、ここは4軒の建て売り住宅になるということだそうです。

それで、これにつきましても隣接する2軒の方への説明が終わって、一応了承を得ているということです。

雨水につきましては、当初は井水へ流し込もうと思いましたが、大田切土地改から地下浸透にしてくれということで、地下浸透にするということです。

以上、説明等も進んでおりますので問題ないというふうに判断しております。

以上です。

15番 (代田 和美君)

10番です。ここは最初水田でしたが、昨年からはちょっとつくられなくなって、ことし休耕になっているなあと思っていたら、一応、■■■■さんが手に入れて建て売り住宅を建てるということで、周りもほとんど住宅地ですので、特に問題ないと思います。

17番 (小松 由喜一君)

11番です。17ページの5-11の図ですが、黒塗りのところの前に■■■■って書いてありますけれども、この人が■■■■さんの大工さんで、亡くなってしまって家族がいないということで、このうちをリフォームして売りたいんですが、宅地が狭くて駐車スペースがないってということで、ここに駐車場つきということで売り出したいということですので、特に問題ないと思います。

24番 (宮下 修君)

12番です。5-12の黒塗りのところですが、■■■■のほうで砂利を採取ということで、1年少したてば原状、優良農地に復帰できるということで、特別問題ないと思います。

1番 (小池 慶一君)

13番ですが、これは親子でありまして、村上委員さんと現地確認をしておりますので、先ほど事務局からの説明のとおりでありますので、特に問題ありません。

会長 (堺澤 豊君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

13番 (宮澤 辰夫君)

ちょっと1つお聞きしたいけど、5-3のところですけども、駐車場ができるっつうことだけど、ここの畑のところは馬入れが今まであったところはどういうふうになるんですか。東側ですか。

7番 (齊藤 庄一君)

はい。東側です。傾斜地になっておるけど、そこを4m近く拡張して、ほいで中

へ入れるようにするっていうことです。

13番 (宮澤 辰夫君)
わかりました。

会長 (堺澤 豊君)
宮澤委員さん、よろしいですか。

13番 (宮澤 辰夫君)
はい。いいです。

会長 (堺澤 豊君)
ほかに。

主任 (出口 大悟君)
補足なんですけれども、来月に、今回の農業用の進入路を確保するために形状変更の申請が出てきますので、今、若干高低差がありまして、形状変更しないと進入路として使えないということで、来月、形状変更の申請が出てきます。

会長 (堺澤 豊君)
5-3 について、進入路、馬入れについては来月、形状変更の申請が出てくるそうです。
事務局に1点お伺いします。
5-8 で農振除外が3年半前に行われていて、太陽光ですんで、この3年半、何でおくれてきたかっていうのはわかりますか。

主任 (出口 大悟君)
詳細には、すみません、聞けていないんですが、金銭面での融資の関係の準備をしていたようでして、若干それに時間がかかってしまったので転用申請がおくられてしまったということだったかと思えます。

会長 (堺澤 豊君)
ほかに質問、御意見ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

会長 (堺澤 豊君)
なければ、議案第34号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

会長 (堺澤 豊君)
御異議なしと認めます。よって、議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決・決定いたしました。
続いて、
議案第35号 農用地利用集積計画の策定について（貸借）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

次 長 (大野 秀悟君)
それでは議案書 19 ページをお開きください。
農用地利用集積計画の策定について（貸借）を御説明し、御提案とさせていただきます。

まず公告年月日でございますが、令和元年の 7 月 31 日付の公告でございます。
期間終期別の細目につきましてはごらんをいただきまして、田んぼが 4,994 m²、
樹園地が 3,245 m²で、合計が 8,239 m²、貸し手が 2、借り手が 2 でございます。
2 番 3 番の表につきましてはお目通しをいただきまして、20 ページに個別の詳細が載っております。

始期につきましては令和元年 8 月 1 日からとなっております。
以上、御審議をお願いいたします。

会 長 (堺澤 豊君)
これより質疑、意見に入ります。
質問、御意見ございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)
従来の円滑化による貸借ですんで、よろしいですか。
〔「はい」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)
なければ、議案第 35 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)
御異議なしと認めます。よって、議案第 35 号 農用地利用集積計画の策定について（貸借）は、これを原案どおり可決・決定いたしました。
続いて、
議案第 36 号 農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

次 長 (大野 秀悟君)
それでは議案書の 21 ページをお開きください。
農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）を御説明し、御提案とさせていただきます。
農用地利用集積計画総括表をごらんください。
まず公告年月日でございますが、令和元年の 7 月 31 日。

期間の終期であります。契約期間は10年で、田んぼが3,271㎡、合計も3,271㎡でございます。

貸し手が1で、借り手は農業開発公社のため1となります。

22 ページが利用権設定をする筆の明細となっております。1名の土地所有者が開発公社に1筆を貸し付けるということでございます。

権利の種類につきましては使用貸借でございます。

以上につきまして御審議をお願いしまして、審査、決議の対象ではございませんが、長野県農業開発公社が権利設定後、23 ページにあります利用配分計画にある担い手へ記載の内容で貸し付ける予定でございます。御確認をお願いいたします。

以上でございます。

会 長 (塚澤 豊君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (塚澤 豊君)

なければ、議案第36号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (塚澤 豊君)

御異議なしと認めます。よって、議案第36号 農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）は、これを原案どおり可決・決定いたしました。

次に、

報告事項 農地法第4条第1項第8号の規定による転用通知についてを事務局から説明願います。

主 任 (出口 大悟君)

今回は、報告事項が1件ございます。

24 ページをごらんください。

農地法第4条第1項第8号に規定による届け出がありましたので御報告させていただきます。

場所につきましては25 ページをお開きください。

報告事項-1 で表示した場所になります。

福岡区、XXXXXXXXXXの西2筆1,453.17㎡のうち72.7㎡になります。

24 ページにお戻りください。

届け出目的でございますが、農業用倉庫が1棟。

内容でございますが、農業資材と機械の保管を行うため当地に農業倉庫を設置したいというものでございます。

以上、御報告をさせていただきます。

会 長 (堺澤 豊君)
これについて地元の西村委員さん、何か補足説明があれば。

1 1 番 (西村 功君)
特にありませんけれども、今まで使っていたハウスが老朽化をして、新しく倉庫を建てるということです。
それから、申請人は[REDACTED]が住所ですけど、これは間違いありません。
よろしくをお願いします。

会 長 (堺澤 豊君)
ただいまの件について質問、御意見あればお出しをいただきたいと思います。

1 6 番 (氣賀澤 道雄君)
勉強不足なんで教えていただきたいんですが、これ台帳を見ると原野になっているんですが、原野に農業用倉庫を建てる場合でも、やはりこういう転用届が必要なんですか。

主 任 (出口 大悟君)
登記地目が農地でない場合、例えば原野ですとか宅地であったとしても、現況が農地のものにつきましては農地法の適用を受けますので、今回、すみません、こちらの現況のほうに入力しておかなければいけなかったんですけども、現況が農地となっておりましたので、今回の届け出が必要ということで提出していただきました。

1 6 番 (氣賀澤 道雄君)
わかりました。

会 長 (堺澤 豊君)
この現況は畑なんですか。

主 任 (出口 大悟君)
ええ。そうです。畑です。

会 長 (堺澤 豊君)
現況のところは抜けていますが、畑です。
氣賀澤委員さん、よろしいですか。

1 6 番 (氣賀澤 道雄君)
わかりました。
ありがとうございました。

会 長 (堺澤 豊君)
ほかにございませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 (堺澤 豊君)

なければ、報告事項ですんで、説明のとおり御承知ください。

以上をもちまして総会に付議された議題について審議が終了しました。

これにて令和元年第7回駒ヶ根市農業委員会総会を閉会といたします。

大変御苦労さまでした。

午後5時40分 閉会